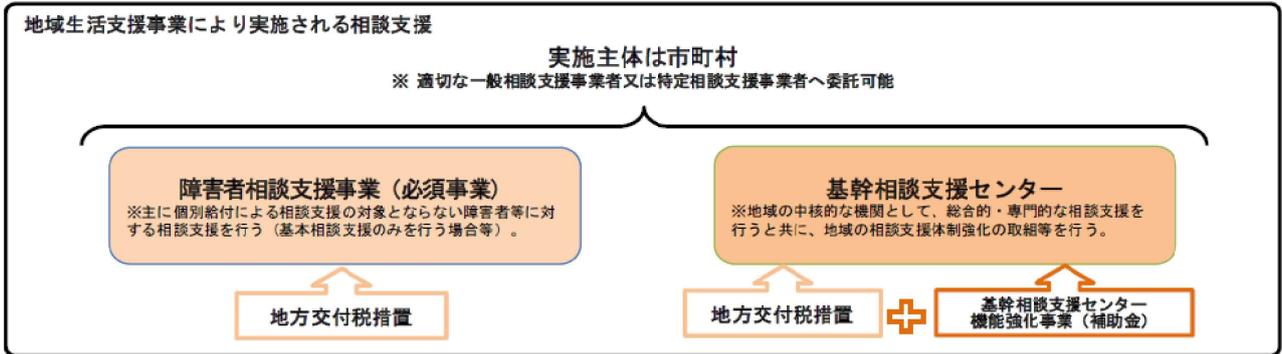
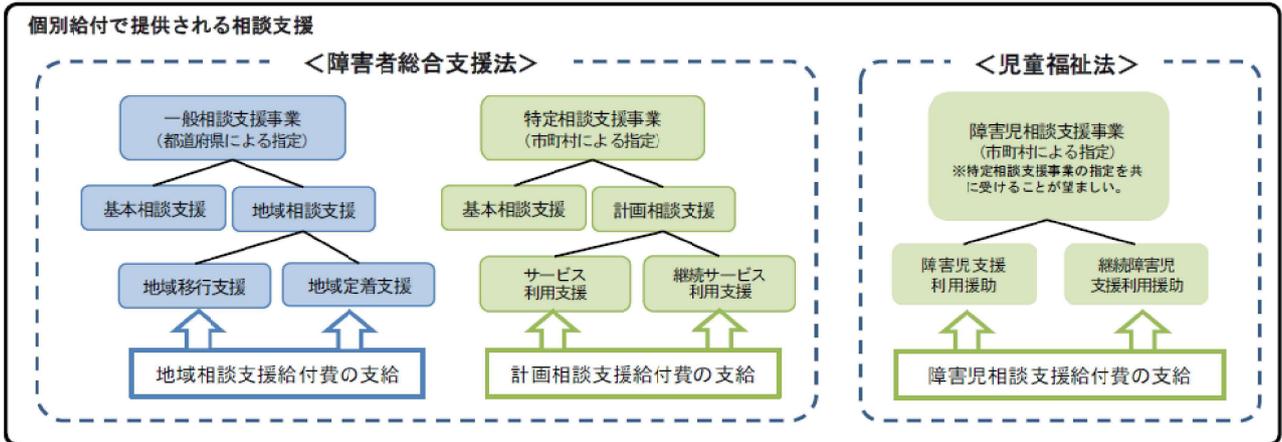


資料 5

## 基幹相談支援センターの概要について

# 障害者総合支援法における相談支援事業の体系



1

## 基幹相談支援センターについて

令和4年度障害者総合支援法の一部改正について

(令和6年4月1日施行)

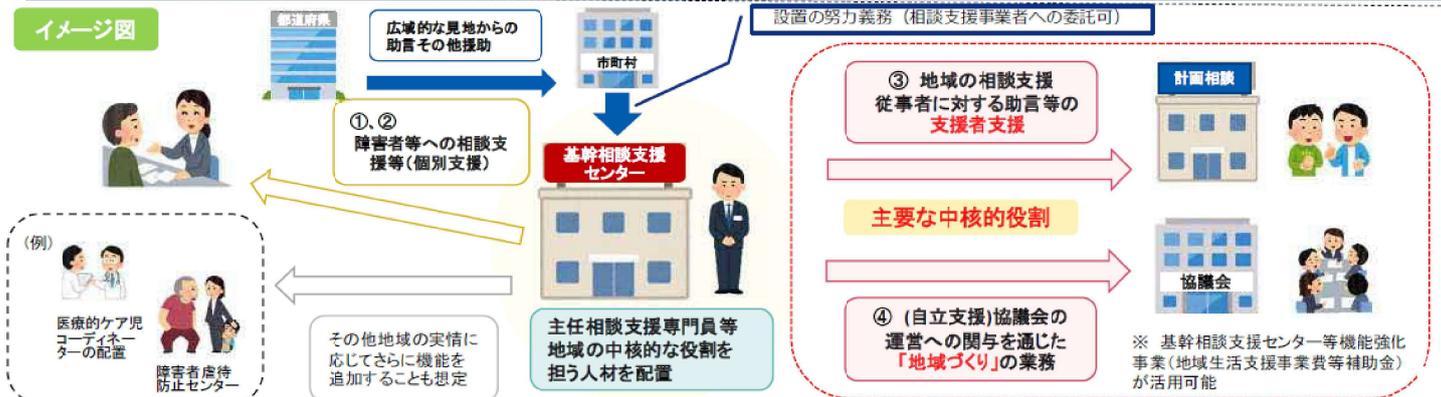
### 基幹相談支援センターとは(障害者総合支援法第77条の2第1項)

- 市町村は、基幹相談支援センターを**設置するよう努める**ものとする。(法第77条の2第2項) **新**  
(一般相談支援事業、特定相談支援事業を行うものに対し、業務の実施を委託することができる(同条第3項))
- **地域における相談支援の中核的な役割を担う機関**として、次に掲げる事業及び業務を**総合的に行うこと**を目的とする**施設**。\*施設は必ずしも建造物を意味するものではなく、業務を行うための場所のこと。
  - ① 障害者相談支援事業(77条1項3号)・成年後見制度利用支援事業(77条1項4号)
  - ② 他法において市町村が行うとされる障害者等への相談支援の業務  
(身体障害者福祉法9条5項2号及び3号、知的障害者福祉法9条5項2号及び3号、精神保健福祉法49条1項に規定する業務)
- 新** ③ **地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援**  
(地域における相談支援・障害児相談支援に従事する者に対し、一般相談支援事業・特定相談支援事業・障害児相談支援事業に関する運営について、相談に応じ、必要な助言、指導その他の援助を行う業務)
- 新** ④ **(自立支援)協議会の運営への関与を通じた「地域づくり」の業務**  
(89条の3第1項に規定する関係機関等の連携の緊密化を**促進する**業務)

個別支援(特にその対応に豊富な経験や高度な技術・知識を要するもの)

③④が主要な「中核的な役割」

\* また、都道府県は、市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、**広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めるもの**とされている。(同条第7項) **新**



2

- 地域の相談支援体制の構築には、「人材育成」を含めた地域の相談支援事業所・相談支援専門員への後方支援と各種関係機関による「地域のネットワーク構築」が不可欠であり、**基幹相談支援センターの中核となる業務**。
- そのため、基幹相談支援センターは、必然的に地域の相談支援事業者及び相談支援専門員、各種関係機関の相談窓口等の相談者に関する様々な情報から、地域の課題として可視化し、地域資源を活用しながら課題の解決につながる取組みを推進する役割を担う。

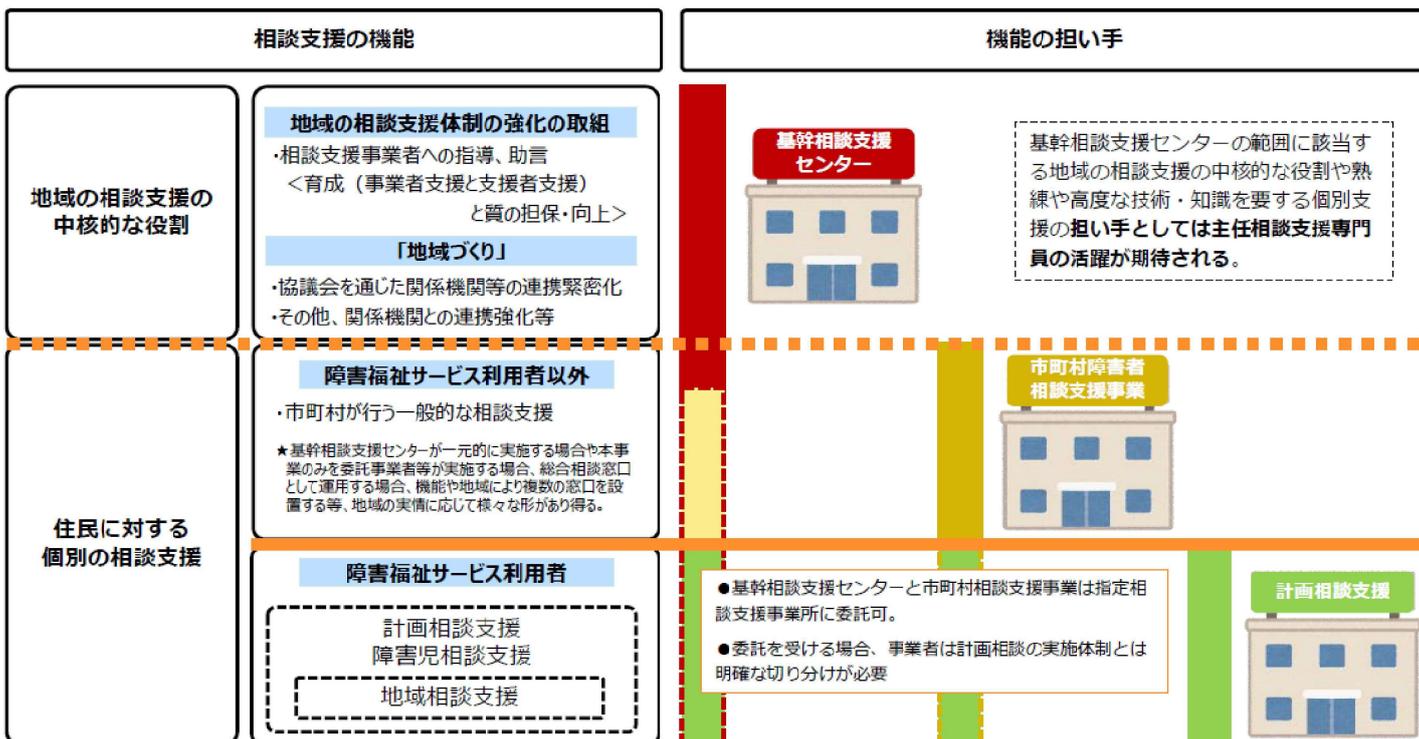
## 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、次に掲げる事業及び業務を総合的に行う

1. 地域生活支援事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等、障害児の保護者等の相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の便宜供与</li> <li>・ 虐待防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、必要な援助</li> <li>・ 成年後見制度の利用が困難であるものに対する費用の支給</li> </ul>
2. 3障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務	<p>身体障害者、知的障害者、精神障害者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者の福祉に関し、必要な情報の提供</li> <li>・ 障害者の相談に応じ、必要な調査を行い、本人に対して、直接・間接に助言、指導等を実施</li> </ul>
3. 地域の相談支援事業者等の広報支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域における相談支援、障害児相談支援に従事する者に対する相談、必要な助言、指導などの実施</li> </ul>
4. (自立支援)協議会の活動の推進に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関等（関係機関、関係団体、障害者等及びその家族、障害者等の福祉・医療・教育・雇用に関連する職務に従事する者など）の連携の緊密化を促進</li> </ul>

「次に掲げる事業及び業務を総合的に行う」とは「3と4の業務を中核として、1と2を含む4つの業務を総合的に実施する」ということであって、地域の相談支援体制の強化に向けた総合的な事業・業務の実施、展開を意味するもの。

## 地域に必要な相談支援の機能と事業の役割（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではありません。



# 基幹相談支援センター機能強化事業（地域生活支援事業）

## 1 事業の目的

- 基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的としている。  
令和4年障害者総合支援法等の一部改正法により、令和6年4月1日から、
  - ・基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務化
  - ・基幹相談支援センターの役割として、「相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務」、「協議会に参画する地域の関係機関の連携の緊密化を促進する業務」が法律上明記されるとともに、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針（告示）により令和8年度末までに基幹相談支援センターの全市町村での設置について成果目標として掲げたところである。
- 上記を踏まえ、本事業について、基幹相談支援センターの設置促進や機能強化に対応するための必要な予算を要求する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 本事業について、原則として、基幹相談支援センターに対する補助に見直すとともに、法律上明記される「地域の相談支援体制強化の取組」及び「地域づくりの取組」への補助に重点化を図る。  
※ただし、令和6年度に限り、経過措置として、令和5年度に本事業を実施していた市町村については従前の補助対象も認めることとする。

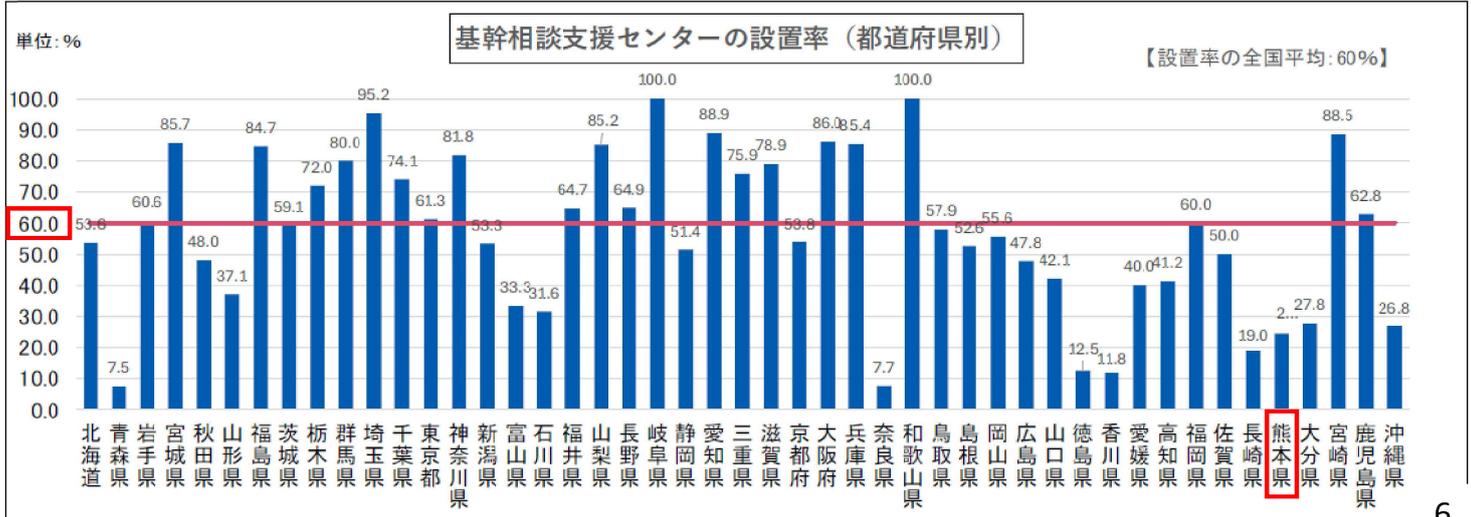
従前	現行
①基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 (注)社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、相談支援機能を強化するために必要と認められる者	①基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置。 ※新たに②③の事業実施を補助要件とする (注)主任相談支援専門員又は相談支援専門員である社会福祉士、保健師若しくは精神保健福祉士等、障害福祉に関する相談支援機能を強化するために必要と認められる者
②基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組	②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組
③基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組	③基幹相談支援センターによる自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組

## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国1/2以内、都道府県1/4以内、市町村1/4

5

## 基幹相談支援センターについて（令和6年4月1日時点）



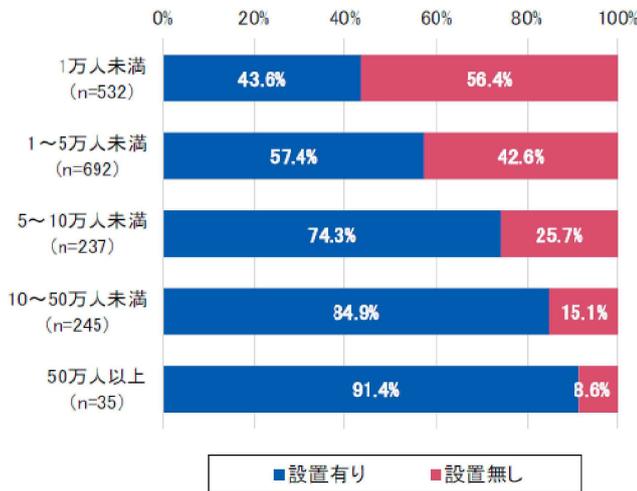
6

# 基幹相談支援センターの設置状況等（人口規模別）

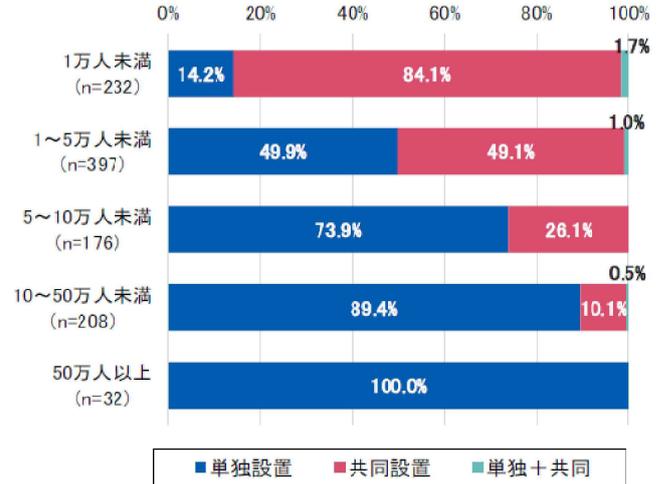
出典：厚生労働省調査「障害者相談支援事業の実施状況等について」（令和6年調査）

- 基幹相談支援センターの設置には各地域における相談支援体制整備等の経緯などを踏まえ、柔軟な形が必要
- 小規模自治体ほど未設置率・共同設置が高く、都道府県の広域的な見地からの助言その他援助が必要

市町村における基幹相談支援センターの設置状況（人口規模別）  
（市町村数=1,741）



基幹相談支援センターの設置方法（人口規模別）  
（実施市町村数=1,045）



## 熊本県の基幹相談支援センター設置状況

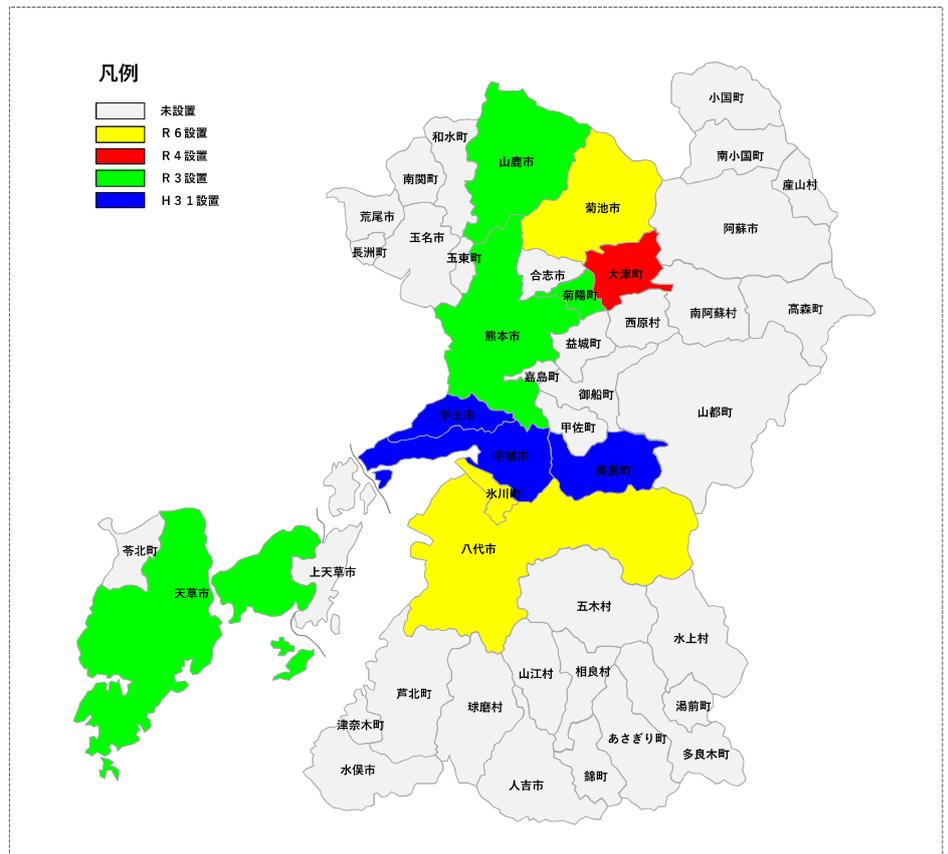
○熊本県内の基幹相談支援センター設置市町村（圏域での設置含む）は、45市町村のうち11市町(24.4%)。  
※令和6年4月1日時点  
※全国の設置市町村数は、同一時点で1,045市町村(60%)

○令和6年度は菊池市・八代圏域（八代市、氷川町）で設置済み。

○法改正や障がい福祉計画を踏まえ各圏域等において、設置に向け検討中。

【設置単位（基幹センターがカバーする市町村数）】

- ・有明圏域（6市村）
- ・合志市（1市）
- ・阿蘇圏域（7市町村）
- ・上益城圏域（5町）
- ・水俣芦北圏域（3市町）
- ・人吉球磨圏域（10市町村）
- ・上天草市（1市）
- ・苓北町（1町）



# 都道府県相談支援体制整備事業（都道府県アドバイザー事業）

※ 地域生活支援事業実施要綱から引用

地域生活支援事業（本体事業）

## ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

## イ 実施主体

都道府県

## ウ 事業内容

- (ア) 地域の相談支援体制の整備及び相談支援専門員等のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 基幹相談支援センターの設置及び運営に係る助言や技術的指導
- (ウ) 協議会の設置及び運営並びに活性化に向けた事業等  
(地域における専門的システムの構築等の支援や地域の社会資源（インフォーマルなものを含む。）の点検、開発に関する援助等を含む。)
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援や助言等  
(基幹相談支援センターの広域での設置・整備に向けた調整等の支援、離島等の社会資源が極めて少ない地域に対して、当該地域の相談支援事業者が質の高い相談支援を提供できるようにするための支援を含む)
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップや地域のOJT指導者養成に向けた研修会等の開催
- (カ) 都道府県が設置する協議会（以下、「都道府県協議会」という。）の効果的な運営や活性化に向けた取組の実施  
(例：都道府県と協働して都道府県協議会の事務局を担う業務)

熊本県では都道府県相談支援体制整備事業を活用し、「熊本県基幹相談支援センター設置促進事業」（アドバイザー派遣）を実施。

## エ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

## オ 留意事項

- (ア) 都道府県は市町村に対し、基幹相談支援センターの設置の促進及び適切な運営の確保のため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言等の援助を行うものとされていることを踏まえ、小規模な市町村等、相談支援の体制整備が進んでいない市町村等に対して必要な支援を行うこと。
- (イ) 都道府県協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

9

# 都道府県が市町村支援を実施する必要性と方法

障害者総合支援法において、**相談支援体制は基本的に地域(市町村)が実施したり、体制を整備するもの**となっており、都道府県の役割は限定的であったが、小規模自治体を中心に体制整備等に困難を抱える市町村があり、市町村間でのばらつきが顕著に見られる現状がある。そのため、広域的見地等から都道府県が市町村を支援する必要性がある。

## 市町村支援の方法（概念的理解）

知る	管内の現状を把握する
	管内の現状を分析し、課題抽出や検討を行う
考える	把握した管内の現状や課題をフィードバックする
	管内自治体・事業所の情報交換の場を設ける
気づく	管内自治体・事業所のネットワーク作りをする
	国の施策動向等を伝える
支え合う	他都道府県の状況や好事例等(実践)を伝える
	相談支援の業務について学ぶ場を設ける

※職員だけでは難しい場合、**都道府県(自立支援)協議会**や**都道府県相談支援体制整備事業等**を活用し、**民間と協働する**。

【例：相談支援専門員協会等の相談支援に係る職能団体、管内基幹相談支援センター連絡会等】

※令和5年度障害者総合福祉推進事業「地域の相談支援体制整備及び（自立支援）協議会の活性化に向けた都道府県による市町村支援の効果的な取組についての調査研究」都道府県職員等向け研修「講義資料」より抜粋